

ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名		経営円滑化貸付（連鎖倒産防止）		
目 的		取引先企業の倒産等により経営の安定に支障が生じている中小企業者に必要とする資金を融資する		
融 対 象 者		県内で事業を営む中小企業者等で次の①又は②のいずれかに該当する者 ① セーフティネット（SN）保証 1 号（連鎖倒産防止）の認定を受けた者〔その他のポイント①〕 ② セーフティネット（SN）保証 2 号（事業活動の制限）の認定を受けた者〔その他のポイント①〕		
資金使途		経営の安定に必要な運転資金		
借 換		既往の県制度融資等「経営安定資金」からの借換資金として利用可能〔その他のポイント②〕		
融 資 条 件	利 率	年 1. 6 5 %（固定）	期 間	1 0 年以内（うち据置 2 年以内）
	限 度 額	1 企業・1 組合 1 億円	預 託	あり
	信 用 保 証	必ず保証協会の保証を付ける		
	特別保証制度等	融資対象者①の場合：S N 保証 1 号に対応 融資対象者②の場合：S N 保証 2 号に対応		
	責 任 共 有 制 度	対象外		
	保 証 料 率	年 0. 8 0 %〔その他のポイント③〕		
	連 帯 保 証 人	保証協会の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）		
	担 保	保証協会の定めによる		
	申 込 先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会		
申 込 書 類	① 信用保証委託申込書（様式第 1 号）			
添 付 書 類	② S N 保証 1 号又は 2 号の認定書 ③ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類			
融 資 フ ロ ー	中小企業者 市町 SN保証認定 申 込 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 保証申込 保証協会 ・保証審査 実行報告 県 実行 保証承諾			
その他のポイント	① S N 保証 1 号及び 2 号の認定は、事業所の所在する市町で受けることができます。詳細は、各市役所・町役場の S N 保証担当窓口にお問い合わせください。 ② 「経営安定資金」とは、「経営円滑化貸付」全般、「経営力強化貸付」、「企業再生貸付」全般、「連鎖倒産防止貸付」、「金融変化対策貸付」及び「こうべ経済変動対策貸付」並びに平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度の「セーフティネット資金融資」をいいます。また、この場合、追加融資（真水部分）と借換資金を一本化しての利用も可能です。 ③ 通常の S N 保証 1 号又は 2 号にかかる保証料率は年 0. 9 0 %のところ、県制度融資にかかる保証料軽減措置により、年 0. 8 0 %が適用されます。			